

レジオネラ対策アドバイザー養成講座

■ 募 集 要 領 ■

1. 第一回「レジオネラ対策アドバイザー」養成講座

- ① 受講受付： 2013年12月～
※募集人員：5名まで
- ② 日程：
第一講座 2014年2月8日(土)
第二講座 3月8日(土)
(時間：10時～16時30分)
- ③ 講座会場： 東京本部 会議室
- ④ 受講料： 20,000円(教材費を含む)

2. 制度の概要

- レジオネラ対策アドバイザー制度は、入浴施設からレジオネラ症を防止する方法を教えることができるレジオネラ対策アドバイザー(以下、アドバイザーと記す)を養成・認定し、その活動を支援する制度とする。
- アドバイザーの基本的な活動は、
 - ①入浴施設衛生管理従事者・養成講座を開催し主任講師を務める権限がある。
 - ②入浴施設の現場に赴いて、レジオネラ対策上の調査や管理体制のヒヤリングを行い、問題点の把握を行い、その問題点の改善策を提示し具体的なアドバイスをを行う。
 - ③施設側が自ら適切な衛生状態を、継続的に維持できるよう現場担当者を指導育成するコンサルティング業務を行う。
- アドバイザーは、日常的にレジオネラ対策のための知識や知見を深め、本部役員や全国の支部役員、また全国のアドバイザーと情報共有を行い、法令を順守し自治体と保健所から信頼される活動を行う。

3. 養成講座の受講資格

下記の3項目を満たしていること。

- ① レジオネラ対策を業務とする企業あるいは団体における実務経験が概ね5年以上あること。
- ② NPO 入浴施設衛生管理推進協議会の資格会員としての活動を2年以上行い、会費未納が無いこと。あるいは、賛助会員の所属員であり資格講座を受講後1年以上の実務経験があること。
- ③ パソコンを利用して、電子メールの送受信を日常的に行っていること。

4. 養成講座の内容

養成講座の受講希望者は、すでに実際の日常業務において、レジオネラ対策のための基本的な知識と設備機器の動作や薬剤の取扱いについては基本的な技量レベルにあるものとします。その上で、本養成講座の主な内容は、下記講義カリキュラムと受講者の発表実習により構成する。

講座カリキュラム (予定)

1 講座 2.5 時間 (一日 2 講義) で 2 日間の日程

| 日程 | 学習項目 | 主な内容 |
|------|------------|---|
| 第1講義 | イントロダクション | <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 入浴施設衛生管理推進協議会とは ・ レジオネラ対策アドバイザー制度とは |
| 第2講義 | プレゼン資料の作成法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教える項目を書き出す ・ 優先順位をつけて、講義案をまとめる ・ レジメ作り (パワーポイント操作法) |
| 第3講義 | 講師実技 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師としてのふるまい方 ・ 講師をするときの心構えと基礎知識 ・ 講師を体験する |
| 第4講義 | コンサルティング技術 | <ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルティング活動の概要 ・ ヒヤリングとアドバイスの実際 ・ 現場評価の実際 |

5. 認定試験

一次審査・・・養成講座を担当した講師が、養成講座の受講態度および、講座中の実習における力量などを評価し、審査する。

二次審査・・・受講者は、講座の終了時に講師より課題問題^{*}を受け取り、2週間以内に、その解答を提出するものとする。2次審査はその解答を合格基準に基づき評価し、本部事務局が、一次審査の評価と合わせて NPO 入浴施設衛生管理推進協議会の理事会が合否決定を行う。

※ 課題問題の内容は、下記を予定。

- ① レジオネラ対策に関する基礎的な知識の確認
- ② 入浴施設の設備と管理法に関する基礎的な知識と技能の確認
- ③ 現場での点検方法と、解決策のプレゼン能力等についての確認。

※ 資格認定試験で不合格になった方は、再試験を受検することができる。

6. アドバイザー認定証の有効期限及び更新について

アドバイザー認定証は、認定書が発行された翌々年の6月末を有効期限とします（最長3年間6か月）。

登録を更新するためには、下記の要件が必要となります。

- ① 期間内に NPO 入浴施設衛生管理推進協議会が主催するレジオネラ対策シンポジウムに2回以上参加していること。
- ② 自らが主任講師となり養成講座を2回以上実施していること。
- ③ 有効期限が到来する年の前半に行われる「更新セミナー」に出席していること。